

児童手当について お知らせ

●受給資格者

▼15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方。父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒

常的に所得の高い方（生計中心者）

●支給額（児童1人あたり月額）

▼3歳未満 1万5000円

▼3歳以上小学校修了前

・第1子、第2子 1万円

・第3子以降 1万5000円

▼中学生 1万円

☆所得制限額以上の場合一律5000円

☆所得上限額以上の場合支給なし（制度改正に伴い変更）

※下記の所得表参照

●支給月

▼令和5年6月（令和5年2月から5月分）

▼令和5年10月（令和5年6月から9月分）

▼令和6年2月（令和5年10月から令和6年1月分）

★次の方は手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する

児童が増えた方。
②他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方。

（原則、申請した月の翌月分から支給となります。出生や転入などの場合は15日以内に申請してください。）

③受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になった時を含む。）

※申請書は町民課戸籍年金係でもお預かりします。

※認定の申請は申請者名義の通帳の写しが必要です。

※公務員の方で手続きが必要な場合は、勤務先にご確認ください。

※子育て支援のために、児童手当を町に寄付することができます。希望の方はお問い合わせください。

■現況届の省略について

毎年提出いただいていた現況届の提出は、令和4年度から原則不要になりました。現況届の提出が必要な方には、6月初旬に現況届の様式を送付します。

《所得の目安（単位：万円）》

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276



【問い合わせ】
白鷹町健康福祉課 子育て支援係
☎ 86-0212

みなさんのご意見 お聞かせください！！

- 町政に関する意見・要望・身近なことについての要望などをお寄せください。
- 住所・氏名など記入されていない場合は、お答えすることができません。
- 広報直通便のハガキは年3回（6月号・9月号・12月号）、広報しらたか内に折り込みます。ぜひ、ご利用ください。

※ハガキの有効期限は令和6年3月31日です。
※役場・中央公民館入口にも「町民ご意見箱」を設置しております。どのようなご意見・ご要望でもかまいませんので、ご遠慮なくお寄せください。なお、専用の用紙も準備していますので、ご利用ください。



ふと浮かんだ
あなたの意見をお寄せください。
広報直通便

郵便はがき
〒919-2408 910

〒919-2408 910
919 2408 910

白鷹町役場
企画政策課情報係
行

白鷹町大字宛紙甲833
受取人

企業政策課情報係
行

電話番号

919 2408 910

【問い合わせ】企画政策課デジタル推進室情報係 ☎ 85-6121

使用済み天ぷら油等を回収します

ほとんどの家庭から出る使用済み天ぷら油は、捨てれば「ごみ」ですが、【資源】として回収すれば、肥料などに生まれ変わります。

ごみを減らし、資源として活かす。誰にでもできる、「ゼロカーボン」の取り組みです。



回収品目

植物性の油

- ・ サラダ油
- ・ コーン油
- ・ ごま油
- ・ 紅花油 など

回収できないもの

- ・ 動物性油（ラード・バター等）や鉱物油（エンジンオイル等）
- ・ ドレッシングなど、油以外のものが混ざったもの。
- ・ ドロドロしたものや薬品で固めたもの。
- ・ パーム油は対象となりません。

出し方

▼冷ましてから、天かす等の不純物を取り除き、ペットボトルに移し替え、しっかりフタを閉めてください。ペットボトルの大きさは自由です。（不純物は可能な限りすべて取り除いてください。）

▼未使用（賞味期限や消費期限の切れたもの）の場合、開封したものはペットボトルに移し替えて、未開封のものはそのまま出してください。

（ただし、缶の場合のみ、ペットボトルへ移し替えのうえお出しください。）

回収場所 / 日時

- ▼蚕桑地区コミュニティセンター
6月23日（金）午後1時～6月30日（金）正午まで
- ▼鮎貝地区コミュニティセンター
6月23日（金）午後1時～6月30日（金）正午まで
- ▼荒砥地区コミュニティセンター
7月3日（月）開館時～7月7日（金）正午まで
- ▼十王地区コミュニティセンター
7月7日（金）午後4時～7月14日（金）正午まで
- ▼鷹山地区コミュニティセンター
7月7日（金）午後4時～7月14日（金）正午まで
- ▼東根地区コミュニティセンター
6月30日（金）午後4時～7月7日（金）正午まで

リサイクルありがとう！

ご協力いただいたかたに、ノベルティグッズを差し上げます。

（油の数量に関わらず、お持込1回につき1個）



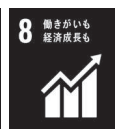
【問い合わせ】

白鷹町美しい郷づくり推進会議

（事務局：町民課くらし環境係） ☎ 85-6131

6月23日～29日は

「男女共同参画週間」です



男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

男女共同参画週間に合わせて、白鷹町立図書館に男女共同参画図書の特設コーナーを設置しますので、ぜひこちらもご利用ください。

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123

